

## 緊急的対策

## 事案発生直後の対策（R5.7.7～ 実施中）

- 港湾運送事業者、港湾運営会社、ふ頭会社、港湾管理者を通じて関係事業者に対し、「物流分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」を参考に必要な対策を講じるよう注意喚起を実施。

## 情報セキュリティ対策等の周知徹底（R5.9.29～ 実施中）

- 専門家の意見を踏まえた、具体的な情報セキュリティ対策、システム障害発生時の対応策（中間取りまとめ①）を港湾運送事業者へ通知し、説明会等により周知の上、取組状況をフォローアップ

➡ 専門家の知見を踏まえた港湾分野における情報セキュリティ対策を事業者へ周知徹底

## 制度的措置

TOS：ターミナルオペレーションシステム

## 港湾運送事業法の観点

- コンテナターミナルにおいて一般港湾運送事業者が使用するTOSについて、①TOSの情報セキュリティ対策の状況を的確に把握し、②TOSの情報セキュリティ対策の強化・底上げを図ることが必要。
- 港湾運送事業への参入等に際して審査を受ける必要がある事業計画にTOSの概要や情報セキュリティの確保に関する事項の記載を求める。

➡ TOSの情報セキュリティ対策の確保状況を国が審査する仕組みの導入

## サイバーセキュリティ基本法の観点

- 「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」を改定し、重要インフラ分野に「港湾分野」を位置づける方向で検討する。
- コンテナターミナルにおけるTOSを含む港湾分野に焦点を当てた情報セキュリティガイドラインを作成する。

➡ 官民が一体となって重要インフラのサイバーセキュリティの確保に向けた取組を推進

## 経済安全保障の観点

- コンテナターミナルにおいて一般港湾運送事業者へ使用されるTOSの機能が停止・低下し、荷役作業に支障が生じた場合、影響が甚大となるおそれがある。
- 経済安全保障推進法の趣旨も踏まえ、TOSを使用して役務の提供を行う一般港湾運送事業を経済安全保障推進法の対象事業とすることが必要であると考えられる。

➡ 経済安全保障の観点からも国として積極的に関与